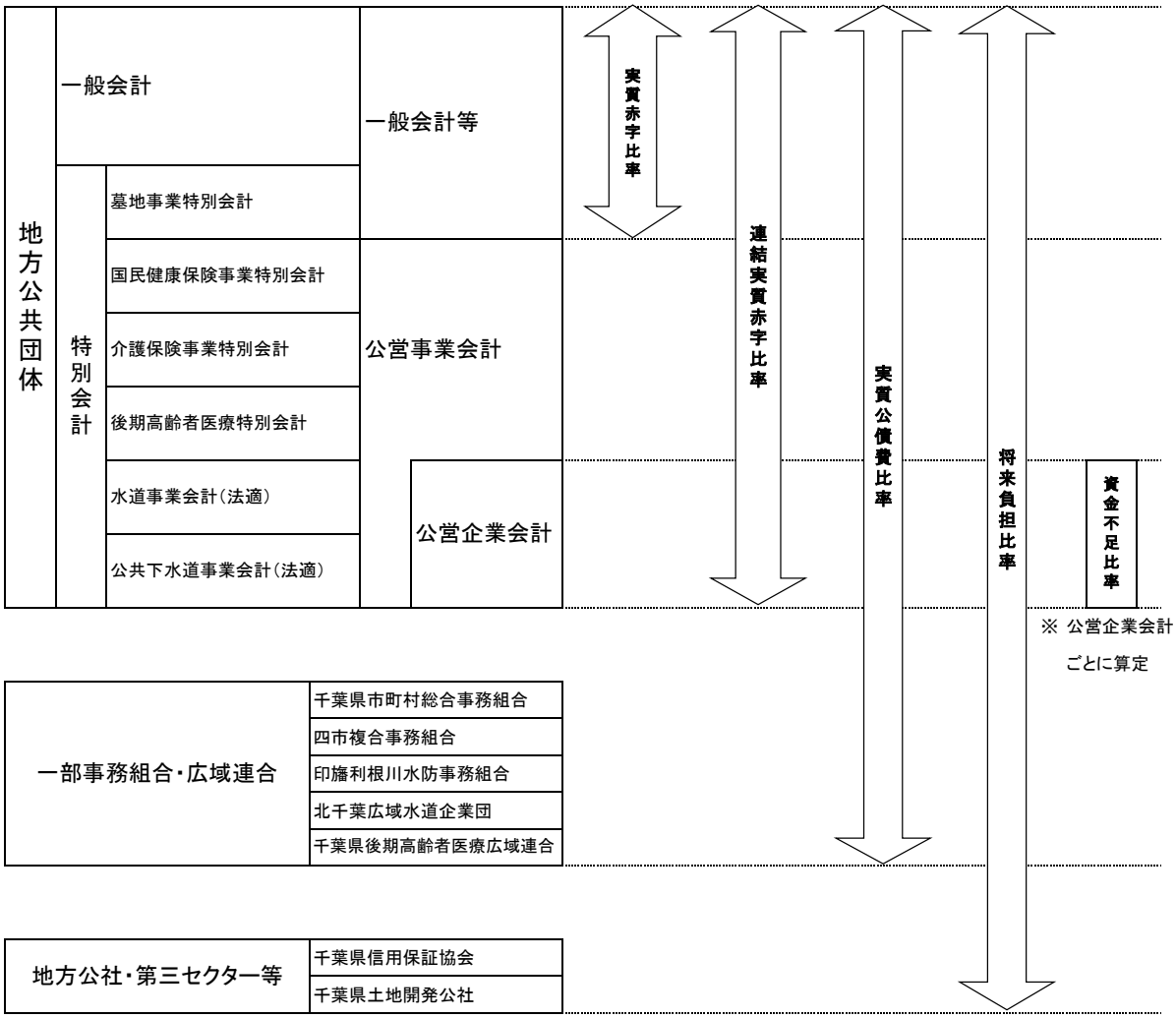
（健全化判断比率及び資金不足比率の参考資料）

八千代市における地方公共団体の財政の健全化に関する法律の対象について



健全化判断比率について

1　実質赤字比率

（1）　算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○　一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額

特別会計のうち普通会計に相当する会計：墓地事業特別会計

○　標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

（2）　前年度比較

（単位：千円，％）

区　　分	令和７年度決算	令和６年度決算	増　　減
一般会計等の実質赤字額	△3,130,298	△2,315,921	△814,377
標準財政規模	40,208,875	38,621,125	1,587,750
実質赤字比率	－	－	－

※　実質赤字額については，黒字であるため「該当なし」ですが，便宜的に黒字を「△」で表記しています。

２　連結実質赤字比率

（１）　算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○　連結実質赤字額：イ・ロの合計額

イ　一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質赤字額

公営企業以外の特別会計：国民健康保険事業特別会計，介護保険事業特別会計，後期高齢者医療特別会計

ロ　公営企業に係る特別会計の資金不足額

公営企業に係る特別会計：水道事業会計，公共下水道事業会計

（２）　前年度比較

（単位：千円，％）

区　　分	令和７年度決算	令和６年度決算	増　　減
連結実質赤字額	△8,355,184	△7,133,887	△1,221,297
標準財政規模	40,208,875	38,621,125	1,587,750
連結実質赤字比率	－	－	－

※　連結実質赤字額については，黒字であるため「該当なし」ですが，便宜的に黒字を「△」で表記しています。

3　実質公債費比率

（1）　算定方法

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○　準元利償還金：イ～ホの合計額

イ　満期一括償還地方債について，償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

ロ　一般会計等からの繰出金のうち，公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの
対象：水道事業会計，公共下水道事業会計

ハ　組合等への負担金・補助金のうち，組合等が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
対象：四市複合事務組合

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ　一時借入金の利子

○　特定財源：都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税

○　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
地方交付税の算定上，基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金
基準財政需要額：合理的かつ妥当な水準で行政を行った場合の財政需要を算定したもの

（2）　前年度比較

（単位：千円，％）

区　　分	令和７年度決算	令和６年度決算	増　　減
分子　①＝（②+③）－（④+⑤）	1,938,109	2,060,085	△121,976
地方債の元利償還金　②	4,970,136	5,190,518	△220,382
準元利償還金　③	805,091	764,490	40,601
特定財源　④	1,147,253	1,085,009	62,244
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　⑤	2,689,865	2,809,914	△120,049
分母　⑥＝⑦-⑧	37,519,010	35,811,211	1,707,799
標準財政規模　⑦	40,208,875	38,621,125	1,587,750
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　⑧	2,689,865	2,809,914	△120,049
実質公債費比率（単年度）	5.16567	5.75263	△0.58696
実質公債費比率（３か年平均）	5.6	6.4	△0.8

4　将来負担比率

（1）　算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金＋充当可能特定歳入＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

○　将来負担額：イ～チの合計額

イ　一般会計等の地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額

ハ　公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額
　　対象：水道事業会計，公共下水道事業会計

ニ　組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額
　　対象：四市複合事務組合

ホ　退職手当負担見込額（一般会計等で退職手当を負担する特別職及び一般職員に対する退職手当負担見込額）

ヘ　設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額

ト　連結実質赤字額

チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○　充当可能基金：イ～ヘに充てることができる基金

○　充当可能特定歳入：イ～ヘに充てることができる特定財源（都市計画税）

○　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
　今後，地方交付税の算定上，基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

（２）　前年度比較

（単位：千円，％）

区　　分	令和７年度 決算	令和６年度 決算	増　　減
分子　①＝②-⑪-⑫-⑬	5,764,323	2,469,145	3,295,178
将来負担額　②＝③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	49,795,049	46,043,978	3,751,071
一般会計等の地方債現在高　③	40,517,233	37,445,635	3,071,598
債務負担行為に基づく支出予定額　④	1,102,253	1,304,223	△201,970
公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額　⑤	219,928	282,681	△62,753
組合等が起こした地方債の償還財源に充当する市からの負担等見込額　⑥	1,602,883	1,713,820	△110,937
退職手当負担見込額　⑦	5,831,918	5,297,619	534,299
設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額　⑧	520,834	0	520,834
連結実質赤字額　⑨	0	0	0
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額　⑩	0	0	0
充当可能基金　⑪	9,426,475	10,931,692	△1,505,217
充当可能特定歳入　⑫	5,789,450	4,616,867	1,172,583
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　⑬	28,814,801	28,026,274	788,527
分母　⑭＝⑮-⑯	37,519,010	35,811,211	1,707,799
標準財政規模　⑮	40,208,875	38,621,125	1,587,750
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　⑯	2,689,865	2,809,914	△120,049
将来負担比率	15.3	6.8	8.5

資金不足比率について

１　資金不足比率

（１）　算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○　資金不足額

資金不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※　解消可能資金不足額：事業の性質上，事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において，資金の不足額から控除する一定の額。

○　事業の規模

事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

（２）　前年度比較

１　水道事業会計

（単位：千円，％）

区　分	令和７年度決算	令和６年度決算	増減
資金不足額	△2,297,226	△1,971,651	△325,575
事業の規模	3,305,408	3,296,665	8,743
資金不足比率	－	－	－

※　資金不足額については，黒字であるため「該当なし」ですが，便宜的に黒字を「△」で表記しています。

２　公共下水道事業会計

（単位：千円，％）

区　分	令和７年度決算	令和６年度決算	増減
資金不足額	△2,224,762	△2,058,763	△165,999
事業の規模	2,738,206	2,725,479	12,727
資金不足比率	－	－	－

※　資金不足額については，黒字であるため「該当なし」ですが，便宜的に黒字を「△」で表記しています。